諮問番号:諮問第43号

答申番号:答申第43号

答申書

第1 審査会の結論

福岡県知事(以下「処分庁」という。)が審査請求人に対して行った福岡県個人情報保護条例(平成16年福岡県条例第57号。以下「条例」という。)の規定に基づく個人情報開示請求却下処分(以下「本件処分」という。)に係る審査請求(以下「本件審査請求」という。)は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

- 1 審査請求人の主張の要旨 本件処分の取消しを求める。その理由を要約すると次のとおり。
- (1)精神鑑定報告書、通報書などの開示を求め、公平、公正な措置診療までの流れについて確認を行いたい。
- (2)個人情報の開示請求により入手した、福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所の精神保健相談記録によると、平成28年2月22日に検察より措置通報を出す予定との情報提供があったと記載されているが、この時点では精神鑑定は受けておらず、犯行時の精神状態が不明であるにもかかわらず情報提供し、過度に措置入院させようとしていることが見受けられる。また、措置入院歴があるだけで社会から隔離し、強制入院させようとすることに反論する。
- 2 審査庁の主張の要旨

本件処分は適法かつ妥当であり、審査請求人の主張には理由がないため、本件審査請求は棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点は、審査請求人が行った同人に係る個人情報の開示請求に対し、 条例第66条第4項第2号に該当することを理由に却下した本件処分に、違法又は不当 な点はないかということにあるため、以下判断する。

- (1)条例第66条第4項第2号では、「刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、 検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、 更生緊急保護又は恩赦に係る個人情報」については、条例第3章の規定は適用しな いと規定されている。すなわち、これらの個人情報は、そもそも条例に基づく開示 請求の対象ではない。
- (2)「検察からの精神鑑定報告書、精神障害者等の通報書一式」という開示請求書の記載内容から判断すると、開示請求の対象となる個人情報は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。)第24条の規定に基づき、「検察官が、精神障害者又はその疑いのある被疑者又は被告人について、不起訴処分をしたとき、又は裁判(中略)が確定したとき」に精神保健福祉法により義務付けられた通報をするときに記録される個人情報(以下第3(2)において「本件個人情報」という。)であると認められる。

そして、都道府県知事への通報記録には、一般に、開示請求者が不起訴処分になったこと又は開示請求者に係る裁判が確定したことに加え、被疑者又は被告人として逮捕・拘留された事実、前科の有無やその内容など、不起訴処分等に至る過程での開示請求者に係る個人情報が記載されている可能性があるため、本件個人情報は、検察官が行った不起訴処分等に係る個人情報に該当すると認められる。

なお、本件処分通知書には、審査請求人に係る「「精神衛生診断書」に記載された個人情報」も記載されている。「精神衛生診断書」は、検察官が、精神保健福祉法第24条の規定に基づく通報記録を作成する際に、当該被疑者又は被告人が精神障害者又はその疑いがあると認めた理由の詳細を説明するために通報記録に添付するものであると考えられるため、通報記録の一部ということができる。

よって、本件個人情報は条例第66条第4項第2号に規定にする、「刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る個人情報」に該当すると認められる。

したがって、処分庁が本件個人情報について、条例第66条第4項第2号により 条例第3章の規定の適用が除外されていることを理由に却下とした本件処分は妥当 なものと認められる。

(3) なお、審査請求人は、措置入院に至る手続等に対する不服も述べているが、これ

らの主張は本件審査請求の対象ではないため、判断することはできない。

(4) そのほか、本件処分に影響を与える事情もないため、本件処分に違法又は不当な 点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

平成29年11月17日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43 条第1項の規定に基づく諮問を受け、同年12月19日の審査会にて調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

審査請求人は、「精神鑑定報告書、通報書などの開示を求め、公平、公正な措置診療までの流れについて確認を行いたい。」、「福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所は、審査請求人に措置入院歴があるというだけで、社会から隔離し、強制入院させようとしている。」等を理由として、本件処分の取消しを求める主張をしている。

本件審査請求の争点は、審査請求人が行った同人に係る個人情報の開示請求に対し、 条例第66条第4項第2号に該当することを理由に却下した本件処分に、違法又は不当 な点はないかということにあるため、以下判断する。

条例第66条第4項第2号では、「刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る個人情報」については、条例第3章の規定は適用しないと規定されている。すなわち、これらの個人情報は、そもそも条例に基づく開示請求の対象ではない。

「検察からの精神鑑定報告書、精神障害者等の通報書一式」という開示請求書の記載 内容から判断すると、開示請求の対象となる個人情報は精神保健福祉法第24条の規定 に基づき、「検察官が、精神障害者又はその疑いのある被疑者又は被告人について、不 起訴処分をしたとき、又は裁判(中略)が確定したとき」に精神保健福祉法により義務 付けられた通報をするときに記録される個人情報(以下第5において「本件個人情報」 という。)であると認められる。 そして、都道府県知事への通報記録には、一般に、開示請求者が不起訴処分になったこと又は開示請求者に係る裁判が確定したことに加え、被疑者又は被告人として逮捕・拘留された事実、前科の有無やその内容など、不起訴処分等に至る過程での開示請求者に係る個人情報が記載されている可能性があるため、本件個人情報は、条例第66条第4項第2号に規定する検察官が行った処分に係る個人情報に該当すると認められる。

なお、本件処分通知書には、審査請求人に係る「「精神衛生診断書」に記載された個人情報」も記載されている。「精神衛生診断書」は、検察官が、精神保健福祉法第24条の規定に基づく通報記録を作成する際に、当該被疑者又は被告人が精神障害者又はその疑いがあると認めた理由の詳細を説明するために通報記録に添付するものであると考えられるため、通報記録の一部ということができる。

よって、本件個人情報は条例第66条第4項第2号に規定にする、「刑事事件若しく は少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、 刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る個人情報」に該当すると認め られる。

したがって、処分庁が本件個人情報について、条例第66条第4項第2号により条例 第3章の規定が除外されていることを理由に却下とした本件処分は妥当なものと認め られる。

なお、審査請求人は、措置入院に至る手続等に対する不服も述べているが、これらの 主張は本件審査請求の対象ではないため、当審査会において判断することはできない。 そのほか、本件処分に影響を与える事情もないため、本件処分に違法又は不当な点は 認められない。

以上のことから、本件審査請求は理由がないというべきである。

福岡県行政不服審査会第2部会

会長 木 佐 茂 男

委員 倉 員 央 幸

委員 藤 本 美佐子